

兵庫県公報

令和7年7月18日 金曜日 第635号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

公 告	ページ
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	1
○ 入札公告（物品管理課）	1
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（但馬県民局）	4
正 誤	
○ 令和7年3月31日付け兵庫県公報第9号外中	5
○ 令和7年3月31日付け兵庫県公報第21号外中	6

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年7月18日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
県税に係る収納・課税データ作成業務等
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 随意契約に係る契約金額
122,411,671円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月18日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 調達内容
  - 調達物品及び数量  
令和7年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4，A3，A4）】
  - 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - 契約期間

令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

兵庫県庁各課室及び兵庫県の各地方機関

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札金額は、品目別予定数量に単価を乗じた額の全品目総価額で行う。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

なお、電子による場合は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県納入局物品管理課 担当 中山

電話 (078) 341-7711 内線75784 F A X (078) 362-3928

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年7月18日（金）から同年8月1日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込の方法

ア 書面による入札の場合

入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書を令和7年7月18日（金）から同年8月1日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 電子入札の場合

令和7年7月18日（金）から同年8月1日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和7年8月1日（金）は午後4時までとする。）に電子入札システムの利用により行うこと。

(4) 入札・開札の日時及び場所

ア 書面による入札

(イ) 入札・開札の日時及び場所

令和7年9月3日（水）午後4時 兵庫県庁1号館1階入札室

(ロ) 入札書の提出期限

上記(イ)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）

による入札については、令和7年9月2日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

イ 電子による入札

(7) 入札書の提出期間

令和7年8月27日（水）午後5時から同年9月3日（水）午後4時まで（県の休日及び午後8時から翌日の9時までの間を除く。）

(i) 開札日時及び場所は上記ア(7)に同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年7月22日（火）から同年8月20日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和7年7月22日（火）から同年8月1日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和7年8月1日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)に同じ

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(i) 仕様に適合していることを確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、電子メール、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年8月27日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年9月1日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、又は「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出し、財務規則（昭和39年規則第31号）第100条第1項第3号に該当すると判断された場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年9月22日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)

(3) Delivery period:

From October 1, 2025 through March 31, 2026

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government and Region Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 1, 2025

(6) Deadline for tender:

16:00 September 3, 2025 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 September 2, 2025 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural

Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 75784

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年7月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

豊岡市日高町土居字三女寺137番1、138番、141番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

豊岡市日高町祢布865番地1

株式会社アシスト 代表取締役 渡 辺 恭 平

3 許可年月日及び許可番号

令和 6 年 11 月 12 日

兵庫県指令但馬（豊土）（建）第 1－1 号（6 豊岡）

正

誤

○令和 7 年 3 月 31 日付け（兵庫県公報第 9 号外）

兵庫県規則第 17 号（兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則等の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から 4	23 兵庫県立都市公園条例施行規則	23 兵庫県立都市公園条例施行規則 24 兵庫県立円山川公苑管理規則
22	下から 1	別表第 4 の 7 の部附属設備の款陸上競技用計測装置の項中「10,500円」を「11,600円」に改め、同款大型映像装置の項中「25,200円」を「27,700円」に改め、同表 8 の部屋外プールの款大人の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款生徒等及び高齢者の項中「600円」を「650円」に改め、同部屋内プールの款温水プールのみを利用する場合の項中「700円」を「750円」に改め、同款温水プールとフィットネスジムを併せて利用する場合の項中「800円」を「850円」に改め、同部アイススケートリンクの款大人の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款生徒等、幼児及び高齢者の項中「600円」を「650円」に改め、同部グラウンドゴルフ場の款を削る。	別表第 4 の 7 の部附属設備の款陸上競技用計測装置の項中「10,500円」を「11,600円」に改め、同款大型映像装置の項中「25,200円」を「27,700円」に改め、同表 8 の部屋外プールの款大人の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款生徒等及び高齢者の項中「600円」を「650円」に改め、同部屋内プールの款温水プールのみを利用する場合の項中「700円」を「750円」に改め、同款温水プールとフィットネスジムを併せて利用する場合の項中「800円」を「850円」に改め、同部アイススケートリンクの款大人の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款生徒等、幼児及び高齢者の項中「600円」を「650円」に改め、同部グラウンドゴルフ場の款を削る。 (兵庫県立円山川公苑管理規則の一部改正) 第 24 条 兵庫県立円山川公苑管理規則（昭和 62 年兵庫県規則第 86 号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 カッターの款中「1,900円」を「2,100円」に改め、同表ボートの款中「1,500円」を「1,700円」に、「550円」を「600円」に改め、同表カヌーの款中「600円」を「650円」に改め、同表附属設備の款中「1,500円」を「1,700円」に改める。

~~~~~

○令和 7 年 3 月 31 日付け（兵庫県公報第 21 号外）

兵庫県教育委員会規則第 5 号（兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行)       |                                                                                                                                            |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5     | 上から<br>18 | (誤)                                                                                                                                        |
|       |           | (兵庫県立円山川公苑管理規則の一部改正)<br>第 3 条 兵庫県立円山川公苑管理規則（昭和 62 年兵庫県教育委員会規則第 86 号）の一部を次のように改正する。<br>別表第 1 カッターの款基準額の欄からカヌーの款カナディアンカヌーの項基準額の欄までを次のように改める。 |
|       |           | 1 艇 1 時間につき 2,100 円                                                                                                                        |
|       |           | 1 艇 1 時間につき 1,700 円                                                                                                                        |
|       |           | 1 艇 1 時間につき 1,700 円                                                                                                                        |
|       |           | 1 艇 1 時間につき 600 円                                                                                                                          |
|       |           | 1 艇 1 時間につき 650 円                                                                                                                          |
|       |           | 別表第 1 附属設備の款基準額の欄中「1,500 円」を「1,700 円」に改める。                                                                                                 |
|       | 上から<br>35 | (正)                                                                                                                                        |
|       |           |                                                                                                                                            |
| 6     | 上から<br>8  | (誤)                                                                                                                                        |
|       |           | 第 7 条                                                                                                                                      |
|       | 上から<br>15 | (正)                                                                                                                                        |
|       |           | 第 6 条                                                                                                                                      |
|       | 上から<br>16 | (誤)                                                                                                                                        |
|       |           | 第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条                                                                                                             |
|       | 上から<br>16 | (正)                                                                                                                                        |
|       |           | 第 1 条から第 3 条まで、第 5 条及び第 6 条                                                                                                                |
|       | 上から<br>16 | (誤)                                                                                                                                        |
|       |           | 第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条                                                                                                             |
|       | 上から<br>16 | (正)                                                                                                                                        |
|       |           | 第 1 条から第 3 条まで、第 5 条及び第 6 条                                                                                                                |